

薬食発 0512 第 1 号

平成 23 年 5 月 12 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



第 4 回日中韓サミット開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について（依頼）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおり第 4 回日中韓サミット開催に伴う警備協力に関する要望があったところであり、昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているか改めて点検するよう、貴管下関係業者等に対する指導方、宜しくお願い致します。

また、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所・警察署・消防機関に届け出る等の適切な処置が講じられるよう、併せて指導方、宜しくお願い致します。